

香美町農業委員会総会(第11回)議事録

- 1 開催日時 令和4年2月25日(金) 9:30~11:15
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(13人)

会長	1番	古川	功兒
会長職務代理者	2番	中村	成一
委員	3番	岡田	久志
	4番	西村	功
	6番	文堂	福一
	7番	米田	和弘
	8番	門垣	日出男
	9番	中村	彰男
	10番	山本	薫
	11番	田中	一馬
	12番	吉川	正人
	13番	橋本	幸長
	14番	前田	精一
- 4 欠席農業委員(1人)

	5番	井村	壽之
--	----	----	----
- 5 出席農地利用最適化推進委員(7人)

代表	1番	中川	君雄
	3番	青山	政行
	4番	原	君枝
	5番	小林	隆夫
	7番	田野	豊博
副代表	8番	東垣	泰彦
	10番	本上	純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(3人)

	2番	高田	勝
	6番	田中	晃
	9番	毛戸	良久
- 7 議事日程

第1	会期の決定	2月25日	1日間
第2	議事録署名委員の指名		
第3	議席の指定について		
第4	報告	合意解約通知について	
第5	議案第37号	農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について	
第6	議案第38号	非農地証明願承認について	
第7	議案第39号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について	
第8	議案第40号	農用地利用集積計画の決定について	
- 8 農業委員会事務局職員

事務局次長	榎	秀俊
書記	寺川	公人
- 9 会議の概要

議長	日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。 (異議なし)
議長	異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
議長	日程第2 議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は10番「山本 薫委員」と12番「吉川正人委員」にお願いしたいと思います が、ご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、10番「山本 薫委員」と12番「吉川正人委員」よろしくお願いします。
議 長	日程第3 議席の指定についてを議題とします。
議 長	香美町農業委員会会議規則第8条第2項の規定により、議長において田中一馬委員は11番に指定いたします。
議 長	日程第4 報告に入ります。 報告事項として、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書を1件受け付けておりますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①通知者、②土地の表示等、③合意解約日の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第5 議案第37号「農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について」を議題とします。 現在、香美町では農地を取得できる下限面積を30アールと定めておりますが、平成29年11月の総会において「香美町空き家バンクに付帯した遊休農地の別段面積及び当該区域の指定に関する内規」を議決し、その内規において、空き家バンクに付帯した農地取得のための下限面積は1㎡とし、その地番を指定して告示することによって当該地番のみ1㎡とすることができるとしています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第37号の申請について、2月21日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と「田中一馬委員」、担当委員であります「西村 功委員」が現地調査をしていますので、「西村 功委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
4番	申請地は、国道9号、日影集落の手前に猿尾滝に行く交差点がありますが、その交差点を入ってすぐのところにあります。道より左下と道の上に2カ所ありまして、3筆が申請地となっています。 現地は、草刈りをして管理されていました。
議 長	「西村 功委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり指定することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第37号の申請は原案のとおり指定することに決定しました。
議 長	日程第6 議案第38号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。

事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①7ページから21ページです。
議長	議案第38号 番号1番と番号2番は隣接した場所ですので、報告・説明は一括して行い採決は案件ごとに行いますので、ご了承願います。
議長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第38号 番号1番の非農地証明願について、2月21日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と「田中一馬委員」、担当委員であります「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、村岡地域局から国道9号を湯村方面に1kmほどいきたところに旧国道との交差点があります。その脇に石材店がありますが、その石材店のすぐ上にあります。 申請地は、昭和40年頃に地滑りになって、その後、耕作ができなくなり耕作放棄地となっており、現況写真のように自然木が生えた山林となっています。地目変更登記のための願出です。
議長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第38号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第38号 番号2番の非農地証明願について、2月21日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	申請地は、この庁舎から約1kmのところ香住北汚水中継ポンプ場の近くにありますが。現地は、現況写真のように既に宅地化されて住宅が建っており、周囲も住宅地となっていました。申請地は、昭和50年頃から宅地化されて20年以上経過しており地目変更登記のための願出です。
議長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
8番	願出人と申請地に建っている住宅にお住まいの方の名前が違うように思うのですが、借地ですか。
14番	借地です。 (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第38号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。

議 長	次に議案第38号 番号3番の非農地証明願について、2月21日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	申請地は、香住区の沖浦地区で、旧国道178号の沖浦信号から豊岡方面に100mほどのところに旅館がありますが、その旅館右手に約50mのところ山側にあります。周辺は住宅地、墓地、山林となっています。 申請内容は、昭和40年代から耕作はされておらず、現況写真のように原野となっていました。地目変更登記のための願出です。
議 長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第38号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	日程第7 議案第39号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①22ページから31ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第39号 番号1番の申請について、2月21日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と「田中一馬委員」、担当委員であります「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、先ほどの非農地証明願と同じ場所です。 申請内容は、お父さんから息子さんへ生前贈与されるもので所有権移転登記のための申請です。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第39号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第39号 番号2番の申請について、2月21日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と「田中一馬委員」、担当委員であります「西村 功委員」が現地調査をしていますので、「西村 功委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
4番	申請地は、先ほどの下限面積の場所と同じです。 申請内容は、空き家バンク付帯農地で所有権移転登記のための申請です。 (質問・意見等なし)

議 長 質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第39号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。

議 長 日程第8 議案第40号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 議案の朗読をする。

議 長 事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。

農林担当 「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。

議 長 担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第40号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第36号は原案のとおり決定しました。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟